

# 令和8年度PR動画を活用した水難事故防止広報委託業務 企画提案募集要領

## 1 業務の概要

### (1) 業務名

令和8年度PR動画を活用した水難事故防止広報委託業務

### (2) 業務の目的

年々増加傾向にある水難事故を防止するために、PR動画を活用し、広報啓発活動を行うことで、個人の水難事故防止に対する意識の改革及び知識の向上を図る。

### (3) 業務の内容

水難事故防止PR動画の放映、ノベルティグッズの制作、イベントの企画・運営  
(詳細は企画提案仕様書を確認)

### (4) 契約期間

契約締結の日から令和8年12月31日

### (5) 委託料上限額

16,880,000円(消費税及び地方消費税を含む。)の範囲内で見積もること。

## 2 応募資格

提案者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければならない。契約締結後にこれらの要件を欠いていたことが判明した場合又は欠いた場合には、契約を解除することがある。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しない者。

(2) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者。

ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(3) 暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てがなされている者(手続開始の決定後に、資格の再認定を受けたものを除く。)でないこと。

(5) 社会保険(労働保険、健康保険及び厚生年金保険)に加入する義務がある者については、これらに加入していること。

(6) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。

(7) 労働関係法令を遵守していること。

- (8) 都道府県税及び地方消費税について滞納がないこと。
- (9) 本事業の内容について深く理解し、的確に遂行するに足る能力、組織、人員等を有しており、短期間で迅速に企画等の対応が可能であること。

### 3 質疑応答

- (1) 説明会  
開催しない。
- (2) 質問方法  
メールにて送信（表題を「令和8年度水難事故防止広報委託業務質疑」とし、メール本文に質問項目を箇条書きにすること。また、担当者名及び連絡先を記載すること。）
- (3) 受付期間  
公募の日から令和8年6月17日
- (4) 回答方法  
令和8年6月22日 午後5時までに沖縄県警察ホームページに掲載

### 4 応募書類の提出等

- (1) 提出書類
  - ア 見積書8部（沖縄県知事宛てとし、1部は代表者印を押印すること。）
  - イ 企画提案書8部
  - ウ 参加資格確認申請書
  - エ 履歴事項全部証明書（原本）
  - オ 都道府県税及び地方消費税を未納していないことが確認できる証明書（原本）
    - 都道府県が発行する都道府県税に未納がないことの証明書（発行後、3か月以内のもの）
    - 税務署が発行する消費税及び地方消費税に未納税額がないことの証明書（発行後、3か月以内のもの）
  - カ 暴力団排除に関する誓約書
  - キ 労働保険に加入していることが確認できる書類又は猶予許可を受けている場合は、その確認ができる書類（加入義務がない場合を除く。）
    - 申請日直近の労働保険料の納入が済んだことがわかる書類の写し  
（例）・労働局からの領収済通知書（領収印があるもの）  
・口座振替結果のお知らせ（申請者名が入っている部分を含む。）  
・労働保険事務組合からの領収書 等
  - ク 健康保険・厚生年金保険に加入していることが確認できる書類又は猶予許可を受けている場合は、その確認ができる書類（加入義務がない場合を除く。）
    - 申請日直近の厚生年金・健康保険料の納入が済んだことがわかる書類の写し  
（例）・厚生労働省からの保険料納入告知額・領収済額通知書  
・社会保険料納入証明書 等
  - ケ 社会保険に加入義務がないことについての申出書（加入義務がない場合）
  - コ 役員名簿及び現在事項全部証明書
- (2) 提出方法  
沖縄県警察本部地域部地域課水上安全対策室に持参又は郵送により提出すること。  
ただし、郵送の場合は到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内に到着するよう送付すること。
- (3) 提出期限  
令和8年6月26日 午後3時【厳守】

## 5 選定方法

### (1) 書類審査（第1次審査）

ア 日程：令和8年6月29日から令和8年7月2日まで

イ 結果通知：令和8年7月6日以降

### (2) プレゼンテーション審査（第2次審査）

ア 日程：令和8年7月9日 午前10時

イ 場所：沖縄県警察本部

ウ 結果通知：令和8年7月10日以降

## 6 審査方法

受託候補事業者の選定に係る審査は、審査会において行う。

### (1) 書類審査（第1次審査）

提出された企画提案書等について各審査員が点数を付して評価を行い、合計点数が高い上位2者（審査の状況等により増減することがある）を選定する。ただし、企画提案事業者数が2者以下の場合は、書類審査は行わない。

選定された事業者に対しては、審査結果及びプレゼンテーション審査の実施日時等を、選定されなかった事業者に対しては、審査結果のみを、電子メールもしくは書面で通知する。

### (2) プレゼンテーション審査（第2次審査）

プレゼンテーション及び審査員による質疑を行い、企画提案書の内容や経費等について総合的な観点から審査し、最も優れた事業者を選定する。

なお、審査結果については、電子メールもしくは書面で通知する。

### (3) 受託候補者の決定

書類審査及びプレゼンテーション審査の結果を踏まえ、総合的に最も優れた企画提案を行った事業者を受託候補者として決定する。

### (4) 留意事項

ア プレゼンテーション審査において使用したい機材がある場合は、各事業者にて準備すること。

イ プレゼンテーション審査は、1事業者あたり20分とする。（プレゼンテーション15分、質疑応答5分を予定）

ウ 審査は非公開で行い、審査内容及び経過等についての異議申出等は受け付けない。

## 7 契約の締結

審査会により決定した受託候補者は、沖縄県警察本部地域部地域課と詳細事項を協議のうえ、具体的な内容等を決定し、契約を締結する。契約にあたっては、沖縄県財務規則第101条に定めるところにより、契約保証金を納付しなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、その全部又は一部を免除することがある。

## 8 その他

### (1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

ウ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

エ 募集要領に違反すると認められる場合

オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

- カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合  
キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合
- (2) 企画提案書等の作成・提出及びプレゼンテーションに要する経費等、本業務の企画提案に要した経費については、当該提案者の負担とする。
  - (3) 提出された書類等については返却しない。
  - (4) 企画提案は1事業者あたり1件とする。

9 問い合わせ先

沖縄県警察本部地域部地域課 水上安全対策室（担当：具志堅）

〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

電 話：098-862-0110（内線3863）

F A X：098-862-0115

メール：chiikika@police.pref.okinawa.jp